

令和4年度災害時要援護者名簿、訪問時にご活用いただく防災グッズと 啓発チラシの提供及び各地域での取組等の調査依頼

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

地域に提供する名簿掲載の同意確認を行ったうえで作成した、災害時要援護者名簿（令和4年度名簿）を提供いたします。

災害時要援護者名簿を扱う方に関しては、毎年個人情報保護研修の受講が必要ですので、研修を受講いただき報告書の提出をお願いします。

また、令和2年度にご協力頂きました『災害時要援護者支援についてのアンケート』の結果から、初めての訪問を円滑にするツールとして防災グッズ（携帯トイレパック）と啓発チラシ2種類をセットにしたものをご用意しました。3月上旬頃、各自治会町内会へお送りしますので、要援護者宅への訪問時にご活用ください。

さらに、今後の事業の推進に役立てるため、各地域での取組状況や課題などについて教えていただくための調査票を名簿と一緒に同封いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

1 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

（1）名簿の提供方法について

2月の区連会以降、**郵送**します。（3月上旬頃送付予定）

- ◆ 地区連合単位で協定を締結している地区・・・連合町内会長宛に送付します。（綱島、大曾根、樽町、師岡、大倉山、城郷、新羽、新吉田、新吉田あすなろ）
- ◆ 単位自治会町内会ごとに協定を締結している地区・・・単位自治会町内会長宛に送付します。（日吉、菊名、篠原、高田）

（2）旧名簿の返却について

令和3年度の名簿については、名簿とともに同封している**レターパック**に入れ、**4月28日（金）**までに返却をお願いします。

（3）情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第2号様式＞の提出について

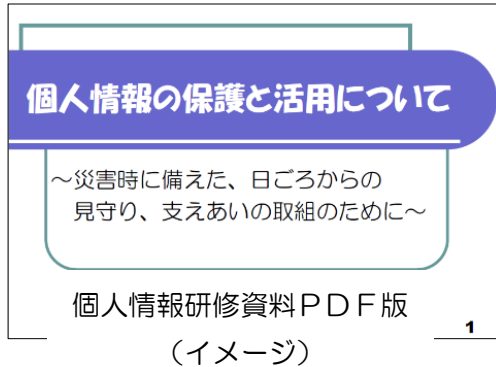
名簿を取り扱う方は、**全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講**することとなっています。各単位自治会町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、**6月30日（金）**までに提出をお願いします。

期限に間に合わない場合は、高齢・障害支援課の担当までご連絡ください。

個人情報保護に関する研修の受講について

〔受講方法〕

- 研修用DVDの回覧
区役所が各单位自治会町内会へ配付している個人情報保護に関する研修用DVDをご活用ください。お持ちでなければ担当までご連絡ください。
- 港北区ホームページにて掲載の研修資料の閲覧・回覧
2次元コード等からホームページにアクセスし、研修資料をご覧いただけます。



<2次元コード>



スマホのカメラ等で読み込むと直接ページを表示できます

検索

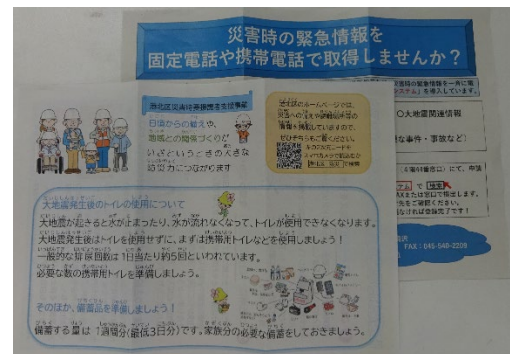
港北区 要援護

2 防災グッズ（携帯トイレパック）と啓発チラシの提供方法について

携帯トイレパックと啓発チラシ2種類をセットにして、名簿と同封して各自治会町内会長宛に、新規掲載者数に応じた個数を提供します。（新規掲載者が10人未満の場合は10個提供） ※協定を締結していない自治会町内会にも、10個提供します。



<トイレパックとチラシのセット>



<災害時要援護者支援事業と緊急時情報伝達システムのチラシ>

3 災害時要援護者支援の取組に関する調査

日頃の取組としてご協力をいただいております、平常時の訪問や発災時の具体的な支援を行うにあたっては、数々のご苦労があると伺っております。

については、現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行い、今後の地域の取組の支援の参考にさせていただきたく、ご協力をお願いいたします。

調査票はR3年度名簿返送時に同封するか、FAXで4月28日（金）までにご返送をお願いいたします。

担当：高齢・障害支援課 高齢・障害係
富田、浜崎、島田
電話：540-2317
FAX：540-2396